

北海道農業の未来を拓く広報誌

HAL

Hokkaido Agricultural Laboratory
for Business Development

だより



改正農地法の施行

「企業連携・農業法人化サポートデスク」の
開設について 北海道農政部農業経営課

The fellowship
農業経営モデル紹介

株式会社フラワーファーム大花園 専務取締役 **大西智樹氏**



<http://www.hal.or.jp>

改正農地法の施行

農地法が昨年9月に改正されて今年4月から施行されました。農地法を改正した法律の名称は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律です。この改正により、6次産業化等を通じた経営発展を促進するためとして、農地を所有できる法人の要件が見直されました。

メインの農協法改定

今回の改正の趣旨は、6次産業化などの農政改革の成果をあげるために、政策を活用する農協、農業委員会、農業生産法人等が積極的に活動できる環境を整備していくことにありますが、法律名として農業協同組合法が前面にでており、注目されるのは、農協の組織を分割し、株式会社等に組織変更できるとしたことです。簡単にいえば、農協の部会を専門農協として農協分割を行い、その専門農協を株式会社に変更できるようにしたものであり、6次産業化や輸出への対応がしやすくなると考えられます。

農業生産法人名称の変更と要件緩和

これまでの農業生産法人という呼称はなくなり、農地所有適格法人となりました。この改正が行われた理由は、2009年の農地法改正によって、一般の法人も、一定の要件を満たせば、農地を賃貸または使用

貸借して耕作し、農業生産ができるようになったことに端を発します。この農地を借りて農業を行う一般の法人が、農業生産法人に該当するのかわかを明確にする必要が生じ、従来の農業生産法人から農地所有適格法人と呼び名が変えられました。農地所有適格法人であれば、例えば農業経営基盤強化準備金制度を利用することができますが、一般の法人ではそれが利用できないことを明確にしたのです。

一般の法人が農地を耕作できるようにするための条件は、三つあります。一つは、農地を適正に利用していない場合には賃貸借等の解除をすることが契約書面に書いてあること。二つは、地域の他の農業者と調和して農業経営を行うと認められること。三つは、法人の業務執行役員のうち1人以上の者が耕作又は養畜の事業の常時従事者であることです。

このうち、三つ目の要件が今回緩和されることになりました。すなわち、これまでは役員のうち1人以上が常時従事者でなければなりませんでしたが、今回、常時従事者は必ずしも役員でなくとも、農場長のよう

な立場であればよいように、条件が緩和されました。

具体的には、これまでの役員要件は、役員過半が常時従事者(原則150日以上)の(従事)で、かつ、その過半の者が農作業に年間60日以上従事している必要がありました。農地所有適格法人では、役員の過半が常時従事者であることという要件はそのままですが、後半の要件は役員要件というよりも農作業要件ともいべきものとなって要件が緩和されています。

農地所有適格法人における農作業要件は、その法人の農作業に従事する者が、役員だけではなく農場長など農場を実質的に管理、総括する使用人も含め、1人いればよいことになっています。これは、農地保有適格法人の経営においても、資材の調達、加工、販売、経営管理などが重要になっていることの表れだと考えられます。

また、構成員・議決権要件に関しても条件が緩和されました。

これまで構成員は、①農地を提供した個人、②常時従業者、③農作業委託を行っている個人、④農地中間管理機構、⑤地方公共



団体、農協、農協連合会、といった農業関係者と、⑥農産物の契約販売や作業受託などその法人と継続的な取引関係にある者だけでした。したがって、親しい友達などが農業生産法人に出資しようとしても、このいずれかの要件に該当しなければ出資できなかったのです。しかし、新しくは構成員要件が廃止され、議決権要件だけになりました。なお、注意すべきは、農事組合法人には農事組合法人の組合員要件があり、それは変更されていないことです。

議決権要件は、これまでは構成員要件の①～⑤までの農業関係者が原則全体の4分の3以上、逆に⑥継続的な取引関係にある者が原則全体の4分の1未満でした。それが農地所有適格法人では①～⑤までの農業関係者が全体の2分の1以上であればよいことになりました（農事組合法人は除く）。この改正により、農地所有適格法人が会社である場合、多様な会社や個人あるいは投資ファンドから、出資を受けやすくなりました。ファンドについては、従来、農業法人投資円滑化法に基づいて設置されたファンド以外から直接金融を受ける場合、議決権のない株式もしくは社債発行に頼るしかありませんでした。それがこの改正により要件が緩和されました。

以上述べたように、今回の農地法の改正は、6次産業化などの農政改革をさらに推進し、農業生産法人が積極的に活動できる環境を整備することを目的として行われま

した。

6次産業化に関しては、これまでも、2010年に6次産業化・地産地消法が制定され、予算措置が充実されてきました。また、2012年には（株）農林漁業成長産業化支援機構法が制定され、財投資金を使用するのファンド形成が進められてきました。

さらに、2014年には農業法人投資育成法が改正され、農業生産法人へのファンド出資が拡充されました。それまでは農業生産法人に出資できるのは農協系のアグリビジネス投資育成株式会社だけでしたが、その改正以後各地に投資事業有限責任組合が設立されてきました。

そして今回の改正農地法の施行です。これにより、会社形態の農地所有適格法人も、例えば一般消費者から出資を仰ぐことが可能になりました（農事組合法人の場合は、継続して購入することを契約していれば、消費者や消費生協なども組合

員になれます）。こうした仕組みを活用して農地所有適格法人が自ら他産業を取り込み、あるいは他産業企業などとコラボを組むことで民間同士での連携が進み、農業の経営力が向上されることが期待されます。

農地法改正における新旧対照（農業生産法人部分）

改正前	改正後
(1) 呼称 農業生産法人	農地所有適格法人
(2) 法人形態 株式会社（非公開会社に限る）、 持分会社又は農事組合法人	変更なし
(3) 事業要件 売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）	変更なし
(4) 構成員・議決権要件 i. 農業関係者 ・常時従業者、農地を提供した個人、地方公共団体、農地中間管理機構、農協等の議決権が、総議決権の3/4以上 ii. 農業関係者以外の構成員 ・保有できる議決権は、総議決権の1/4以下 ・法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定	・常時従業者、農地を提供した個人、地方公共団体、農地中間管理機構、農協等の議決権が、総議決権の1/2超 ・保有できる議決権は、総議決権の1/2未満 ・撤廃
(5) 役員要件 ・役員過半が農業（販売・加工等を含む）の常時従業者（原則年間150日以上） ・更にその常時従業者である役員半数が農作業に従事（原則年間60日以上）	・変更なし ・役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

「企業連携・農業法人化サポートデスク」の開設について

北海道農政部農業経営課

1. 設置の背景

農家戸数の減少や高齢化が進行する中、本道農業・農村の持続的発展を図るためには、能力と意欲があり、経営感覚に優れた多様な担い手を育成・確保していくことが重要な課題となっています。

また、本年4月1日から改正農地法が施行され、農地所有適格法人(旧称:農業生産法人)の出資割合や役員要件が緩和されたことにより、民間企業など農外からの参入がしやすい環境が整備されました。

このような中、道では、地域と企業との相互理解のもとで、民間企

業の持つ資金や販路、経営ノウハウなどを取り入れ、農業経営の体質強化や多様な担い手を確保することにより地域農業の発展を図っていくため、農政部内に「企業連携・農業法人化サポートデスク」を設置したところです。

サポートデスクでは、5名体制により対応するほか、庁内(農政部と経済部)及び関係機関・団体との連携を強化し、地域と企業が抱える様々な課題に、的確に対応していくこととしています。

2. サポートデスクの業務について

サポートデスクでは、農業と連携したい企業や、企業等の有するノウハウや資金・人材等を農業に活かしたい地域からの様々な相談に対応するとともに、寄せられた情報の整理・一元管理を行う他、地域における企業連携の意向把握や、国が主催する「農業参入フェア」、企業向けメールマガジンなど様々な機会を通じた情報提供、連携を希望する企業と地域のマッチングなどを、庁内関係部局や関係

機関・団体と連携しながら実施していきます。

さらに、こうした取組を通じて、企業との連携や農業の法人化に向けたノウハウを蓄積するとともに、事例紹介やセミナーの開催などにより、地域と企業との相互理解の促進や機運の醸成などを進め、両者の連携強化や法人化を図っていく予定です。

3. 地域と企業との連携について

今回設置したサポートデスクを通じて、地域や企業が抱える様々な課題に対応しながら、相互理解のもと地域と企業、双方の連携が

より一層深まっていくことで、地域農業が活性化され、北海道農業・農村の持続的発展につながっていくことを目指しています。

企業連携・農業法人化サポートデスク TEL 011-206-7364 (北海道農政部農業経営局農業経営課経営企画グループ)

2016.Summer

北海道農業法人協会 4月～7月の主な活動

- | | |
|-------|---|
| 4月18日 | ねむる農業法人ネットワーク第12回総会(別海) |
| 25日 | 平成28年度 第1回北海道農業法人等支援連絡会議(札幌) |
| 27日 | 都道府県組織事務局担当会議(東京) |
| 28日 | 北海道農業法人協会酪農部会に関する意見交換会(札幌) |
| 29日 | 第3回のぶし経営塾「酪農に関するホクレンとの意見交換会」(札幌) 総会・政策担当役員会(札幌) |
| 5月13日 | 平成28年度 北海道農政事務所「現場と農政を結ぶ」第1回地域懇談会(札幌) |
| 31日 | 第14回都道府県会長会議(東京) |
| 6月6日 | 第2回三役会・第2回役員会(札幌) |
| 7日 | 平成28年度 第1回北海道農業・農村労働力確保対策検討推進会議(札幌) |
| 16日 | 日本農業法人協会 第33回総会・夏季セミナー(東京) |
| 29日 | 上川管内農業法人ネットワーク夏期研修会(旭川) |
| 7月2日 | 八紘学園「農業のしごと相談会」(札幌) |
| 7日 | 酪農生乳生産原価基準研究会(札幌) 酪農部会設立総会(札幌) |

平成28年7月7日(木)、ホテルモントレーエーデルホフ札幌において、北海道農業法人協会酪農部会の設立総会が開催されました。北海道農業法人協会ではこれまで、業種別の集まりとして酪農部会の活動を行ってきましたが、酪農経営の環境が大きく変わり、加工原料乳制度や指

定団体制度についての見直しが議論される中、生乳生産の中心的な役割を担う酪農法人が、業界の発展、地域の発展の為に責任ある意見を発信すべきではないかとの考えから、改めて部会としての組織を整理し、体制を新たにスタートすることになりました。設立総会には、道内各地の酪農会

員が集まり、規約などが協議され、初代会長には、設立発起人でもあり法人協会副会長の(有)ドリームヒル小椋代表が選任されました。

北海道農業法人協会酪農部会を設立

From
北海道農業法人協会

2016.Summer



The Fellowship



member's interview

Vol.40

※フェロウシップ(fellowship)とは、仲間である事、友情、協力などを意味する言葉。HAL財団では北海道農業に携わる方々とのフェロウシップを大切にし、それぞれの経験や事例を共有・意見交換することで、北海道農業の発展に貢献したいと考えています。

第10回HAL農業賞 特別賞受賞

株式会社フラワーファーム大花園
(札幌市)

専務取締役 大西智樹氏



イチゴパフェで多角経営を実現 都市近郊農業のモデルケースに



札幌市内の、住宅街からは少し離れた山間部にある株式会社フラワーファーム大花園。代表取締役である大西到氏は昭和57年に新規就農し、切り花生産を中心とした農業経営を展開してきました。その後、息子の智樹氏が経営に参加し、平成17年にイチゴとミニトマトの栽培を開始。同時に採れたイチゴを使ったイチゴパフェの店をオープンして経営の多角化を図りました。現在ではピッツアやあげいもなどの商品も充実。年間8万人が来店しており、都市近郊における農業経営のモデルケースとして注目を集めています。

花弁生産からの多角化、
その経緯について。

父(大西到氏)は真狩村の農家の8男。札幌の花屋に勤めたことから花づくりに興味を持ち、現在の場所に新規就農しました。当時は花を作れば儲かる時代だったそうです。今でもスイートピーとワレモコウを中心に花卉生産を行っています。現在の価格は当時の1/2。道内では珍しいものを生産していることもあり、作れば売れますが、



価格が見合わなくなってきました。

私は18歳のときから農業を手伝ってきましたが、作って出荷するだけではつまらない、違う方向にシフトしたい、と考えていました。農場は、市街地から滝野ずらん丘陵公園に向かう道路沿いで、夏には行楽客の通行がある。なので、父から経営の舵取りをゆだねられたとき、「直売をやるう、やるなら人気のあるミニトマトとイチゴだ」「ソフトクリーム屋もやってその横で売れば集客できるんじゃないか」「どうせなら農場産イチゴとソフトクリームでパフェを作って売ろう」、そう考えたんです。資金が全くなかったので、隣の地主さんか

ら譲っていただいたプレハブにベンキを塗り直し、イチゴパフェの店「自然満喫倶楽部」としてオープンさせたのが平成17年のことでした。

売り始めたらすぐにお客様が続々と来ると思っていたのですが、最初は全然来なかったですね。二年後に「採れたてのイチゴをふんだんに使ったパフェ」とテレビで紹介されたことからお客様が増え始め、以降はネットの口コミなどで広がって、右肩上がりが続いています。二年前にきちんとした店舗と駐車場を整備してからは、夏の週末は1日に1300人を集客するようになり、店舗からの利益が花卉生産を上回るようになりました。



柱となるイチゴの生産、商品開発の方法は。

イチゴパフェのイチゴは、5月から11月までは自社産を使い、冬は本州産のイチゴを仕入れて使用してきました。栽培しているイチゴは「エラン」という四季なりの品種。イチゴらしい香りと風味・酸味があり、ソフトクリームの甘さにとっても合います。完熟すると中まで真っ赤になるので見た目もよく、果肉が柔らかくクリームと一緒にスプーンですくうことができます。

実はこれまでの栽培方法は自己流で、「採れた分だけ売ればいい」と考えていました。けれどお客様が増えた今では、昼までにイチゴパフェが売り切れて

しまうこともあります。収量を増やそうとイチゴの栽培面積を増やしたのですがあまり生産性があがらず、改めて株の剪定方法や養液の濃度など、基本的な部分から生産方法の見直しを始め、手応えを感じているところです。

また、今年からは冬も自社産を使用するよう栽培していく予定です。ここは山間で降雪も多く日照条件が悪いのですが、挑戦してみる価値はあると思っています。

冬期向けの商品としては、ミニトマトを活用したピッツア、自社産さつまいもを使ったあげいも「おいもあげ」やスイートポテトがあります。ピッツアはパフェに次ぐ柱となる商品にしていきますね。

ピッツアの開発にあたっては、自分で生地や具を何度も試作し、「毎日食べても飽きない味」を作ってスタッフにレクチャーしました。商品開発を外部の方に依頼する方法もありますが、自分のイメージした味や形に近づけるに





は、自分でやったほうがいい。それが大変なところでもあり、面白いところでもあり、何よりそうして作り上げた商品は自信を持って販売することができると考えて取り組んできました。

「自然満喫倶楽部」の今後、都市近郊農業としての将来。

混雑時には道路沿いにお客様の車が並ぶ状況なので、秋には店舗の横に40台分の駐車場を整備しようと考えています。また、ビニールハウスを利用して、ピッツアを食べてもらうライトインスペースも作ります。「ここにしかない」という商品を販売することが面白いと

思うので、多店舗展開は考えていません。加工品を流通させることも考えてないですね。出荷してどこかの誰かが買ってくれる、というのではなく、わざわざ人が農場に来てくれて食べてくれる、という商品を創り出すことに満足を感じます。

うちの農場周辺は道路沿いの狭い範囲に農地があるエリアで、野菜を作るには決して恵まれた土地ではありません。また、農地が少なく、金額も購入当時で坪2万円と高額でしたので、生産規模を拡大していく、という選択肢はなかったのです。農地を拡大できる経営をうらやましいと思ったこともあ



りましたが、今はこの土地で自分なりの挑戦をすることにやりがいを感じています。ここは景色が良いわけでもなく、観光スポットが近くにあるわけでもありません。札幌という大消費地のお膝元であるということだけがメリットですが、それを活かすも殺すも自分次第です。

嬉しいですね。

農業経営としては、父が就農時に買った農地の返済がようやく終わり、いわばやっとスタートラインに立てたところですが、補助金には頼らず、自分で考え創り出した1個数百円の商品をつコツコツ売ることでも自立した経営をする、それがこの土地を最大限に活かした農業経営だと考えています。

私はこの農場にどれだけ人が来てくれるかが勝負だと考えています。コンサルタントの中には、「この立地でこんな人が来るのが不思議」と言う人もいますが、ここで美味しいものを食べることができる、面白いものを作っている、ということで人が来てくれる。自分が考えたものを喜んで食べてもらえる、それが

DATA



フラワーファーム大花園

所在地 / 札幌市清田区有明187番地
 設立 / 平成2年
 資本金 / 600万円
 売上 / 7200万円(平成27年度)
 社員数 / 7名(季節雇用3名)
 経営面積 / 4ha(内、借地3ha)

第12回 HAL農業賞 候補者募集のお知らせ

一般財団法人北海道農業企業化研究所(HAL財団)(理事長 磯田憲一)では表彰事業として「第12回HAL農業賞」を実施いたします。

この表彰は北海道農業の発展に多大な貢献、功績を挙げた個人および法人・団体を表することで、北海道農業を活性化し、農業の企業化を促進させるために平成17年に創設したものです。

従来の表彰の多くが過去の実績に対し表していたのに対し、「HAL農業賞」では過去の実績に加え、事業計画やビジョンなど未来に向けた取り組みも選考の基準にしています。

これまでの受賞者、法人、団体	<p>耕種、畜産分野と幅広く、またその経営形態、規模も様々なものとなっています。</p> <p>株式会社谷口農場(旭川市)／有限会社無限樹(苫前町)／有限会社北海道ホープランド(幕別町)／有限会社西神楽夢民村(旭川市)／有限会社和田農園(帯広市) ほか</p>
応募の資格	<p>北海道に居住もしくは本拠を置き、以下の条件に合致するものとする。</p> <p>①北海道農業の発展に多大な貢献、功績が認められる個人および法人、団体。 ②北海道農業を活性化し農業者の収益を向上させるため、他の事業や業態に取り組んだ企業化を計画・実施している個人および法人、団体。</p>
応募推薦方法	<p>所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送または電子メールで応募。 応募は、自薦若しくは他薦。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>応募用紙は電話、FAX、メールにて請求するか、財団ホームページからダウンロードしてください</p> <p>URL:http://www.hal.or.jp</p> </div> <p>●募集期間／平成28年8月1日(月)～ 平成28年9月9日(金)</p>
選考方法	<p>選考委員会で第1次選考(書類選考)、第2次選考(現地調査)を経て各賞を決定します。</p> <p>●結果発表／12月上旬に発表予定 ●表彰式／平成29年1月に開催予定</p>
応募上の注意	<p>①提出した応募用紙、資料の返却はいたしません。 ②記入欄に書ききれない場合は、スペースを適宜拡大して記載頂くか、レポート用紙などに記載のうえ添付してください。 ③本表彰事業の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載などがあった場合には、応募を無効といたします。 ④審査内容に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議の申し立てなどは一切お受けいたしません。 ⑤ご応募頂いた個人情報、審査および結果連絡、受賞者発表以外には使用いたしません。</p>
送り先 お問い合わせ先	<p>〒060-0062 札幌市中央区南2条西6丁目8-14 一閣ビル1F HAL財団「HAL農業賞」選考委員会事務局 TEL011-233-0131(受付時間9:00～17:00/土日・祝日除く) FAX011-233-0133 E-mail nougyosho@hal.or.jp URL:http://www.hal.or.jp(応募用紙はHPからもダウンロードできます)</p>

別冊 HALだより

「TPP協定の概要と対策」

HALだより41号、42号で掲載いたしましたTPP協定に関するレポートを再編し、「別冊HALだより」として財団ホームページに掲載いたしました。本編では取り上げなかった主要品目以外のTPP合意概要に加え、補論としてセーフガードについて説明が加わっております。

<http://www.hal.or.jp/topics.html>

